様式第９号（第13条関係）

（表面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　〒　（住所）　（氏名）　　　　　　　　　　　　　　様空 き 家 等 処 理 費 用 督 促 状

|  |  |
| --- | --- |
| 代執行実施期間 | 　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 納期限 | 　　年　　月　　日 |
| 未納金額 | 円 |
| 延滞金 | 円 |
| 督促手数料 | 円 |
| 督促金額 | 円 |

　　年　　月　　日付（第　　　　号）により行った代執行に要した費用を上記のとおり督促しますので、至急納付してください。　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　八頭町長○本状到着前に納付済みの場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。○裏面もお読みください。 |

（裏面）

|  |
| --- |
| 督　促　状　に　つ　い　て１　納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ納入金額に年14.6％（納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については年7.3％)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。２　督促状発送の日から起算して10日を経過した日までに督促金額が完納されない場合は、財産の差押えを受けることがあります。３　督促金額は、納付通知書をご持参のうえ指定された納付場所へ納付してください。４　この督促状について不服がある場合には、督促状を受けた翌日から起算して３月以内に、町長に対し審査請求をすることができます。【問合先】〒680-0493　　鳥取県八頭郡八頭町郡家493番地八頭町役場（℡0858‐76‐0201） |